

大塚総合会計事務所 / (株)大塚総医研

〒542-0081

大阪府中央区南船場 1-7-8 ダイアパレス 順慶町ビル
3階 受付、総務部、監査部 4階 創業・経営支援部

Tel 06-6267-8282 Fax 06-6267-8280

E-mail アドレス ohtsuka@kaigisho.com

**ゴルフ会員権譲渡損の損益通算は
廃止見込み！
年内に対処を！！**

ゴルフ会員権譲渡損の損益通算 は廃止見込み

「不動産」の譲渡損についても、「株式」の譲渡損と同様に、給与所得や事業所得など他の所得との損益通算ができなくなり、青色申告であっても翌年以降への繰越控除もできなくなりました。(マイホームの譲渡損については一定条件のもとで損益通算と繰越控除が可能です。)

現行法上は損益通算可

現行の所得税ではゴルフ会員権についての譲渡損は他の所得との損益通算が可能です。青色申告ならばその後3年間にわたり繰越控除ができます。

しかしながら、ゴルフ会員権での譲渡損の損益通算禁止は時間の問題のようです。個人所有の大幅値下がりゴルフ会員権は2004年中での対処が必須でしょう。

財務省は 個人が保有するゴルフ場

やりリゾートマンションの会員権の売却時に生じた譲渡損を他の所得と相殺(損益通算)できないよう所得税法などを改正する方針を固めました。2005年度から実施する方向で検討に入ります。

現在、個人が保有する競走馬や書画、古美術品、貴金属などは、売却時の損失を他の所得と相殺できませんが、ゴルフ会員権についても同様になるものと思われます。

年内にゴルフ会員権の処理を

個人所有ゴルフ会員権の譲渡損での損益通算は廃止になると考えて対応しましょう。廃止になれば、含み損を税務で使うチャンスは永遠に失われます。

処理をする際の注意点

現在保有しているゴルフ会員権の処理を行う際には税務上の注意点があります。

例えば、破綻ゴルフ場の会員権はゴルフ会員権ではなく債権となるため考え方が異なります。また、株式形態のゴルフ会員権であれば取扱いが異なります。あるいは、身内への売却については価格等で慎重な判断が求められるでしょう。

大塚にお任せ下さい!!!

大塚総合会計事務所では、2005年度の税制改正(今年12月公表)に向けて、随時資料収集を行っております。

各案件ごとに適切な対応をご提案させていただきますので、ゴルフ会員権を保有されているお客様は是非とも私どもにご相談ください。

ご親族やお知り合いにゴルフ会員権を保有されている方がおられましたら、同様にご相談させていただきます。